

第 8 回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	午前 1 0 時 0 0 分
	令和 8 年 8 月 3 1 日 (金)
2 場 所	午後 1 0 時 3 0 分
	竹原市役所 3 階 大会議室
3 出席農業委員	1 赤坂委員、2 渡橋委員、3 宮崎委員、4 井上委員 5 土居委員、6 石本委員、7 天内委員
欠席委員	佐伯推進委員
推進委員	元岡推進委員、池田推進委員、延藤推進委員、中岡推進委員、 田中推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、 原 潤子推進委員、諏訪推進委員、亀田推進委員、片田推進委員、
4 説明員	中原事務局長、川本係長、上谷主任、小川主事
5 審議案件	議案第 3 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 3 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 5 号 非農地承認申請について 議案第 3 6 号 農用地利用集積等促進計画の決定について 報告第 1 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 報告第 1 3 号 農地法第 4 条の届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和 8 年第 8 回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、2 番渡橋委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、佐伯推進委員です。 それでは、日程第 1、議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 1 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目は田、面積は計 259 m²です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、一般野菜を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った渡橋委員から補足説明をお願いします。
渡橋 農業委員	申請地は、J R 吉名駅から北東へ約 1.36 km 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 2、議案第 3 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、下野町〇〇、〇〇（仮換地〇〇街区〇〇、〇〇画地）の計 2 筆、地目は田、面積は計 1,540 m²、仮換地後の面積は 1,275 m²です。 譲受人が店舗及び駐車場 21 台の用途で利用することに伴い、賃借権を設定するものです。申請地は用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 申請地は区画整理にかかる仮換地に当たるため、換地処分が完了するまでは登記地目は農地のままになります。この度、譲受人に賃借権を設定するため申請書が提出されました。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は、竹原市役所から北へ約 958m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異 議）
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、下野町〇〇、〇〇、〇〇の計 3 筆、地目は田 1 筆と畑 2 筆、面積は計 656 m²です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 転用は譲渡人所有の隣接宅地も含めて一体的に利用される予定です。 申請地は用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原推進委員から補足説明をお願いします。
原 推進委員	申請地は、大井地域交流センターから南西へ約 168m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第35号「非農地承認申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 1番の申請地は、吉名町〇〇の1筆、地目は田、面積は122㎡です。 平成10年頃に団地造成工事が実施され、現況は倉庫及び駐車場として利用しています。 説明は以上です
議 長	現地確認を行った渡橋委員から補足説明をお願いします。
渡橋 農業委員	申請地はJR吉名駅から南へ約100m付近にあります。 現地確認時、現況は倉庫と駐車場でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の5ページをご覧ください。 2番の申請地は、竹原町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計4筆、地目は畑、面積は計366.52㎡です。 20年以上前に営農をやめた後は農地として管理されず、現況は山林と雑種地となっています。 説明は以上です
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。

須賀 推進委員	申請地は、竹原消防署から西へ約 248m 付近にあります。 現地確認時、現況は山林及び雑種地と化していました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 1 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計 5 筆、地目は田、 面積は計 236 m ² です。 昭和 46 年頃に建築した建物が存在しており、その建物の庭敷及び進入路として 利用されています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った渡橋委員から補足説明をお願いします。
渡橋 農業委員	申請地は、J R 吉名駅から北東へ約 1.36 km 付近にあります。 現地確認時、現況は宅地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 36 号「農用地利用集積等促進計画の決定につ いて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地集積等促進計画の決定について」となっております。 今回、利用権設定の利用申出があった案件の面積は計 4,446 m²、対象人員は、貸し手が 1 人、借り手が 1 人です。 本議案が可決の場合、令和 8 年 8 月 31 日付けで、決定いたします。 詳細につきましては、参考資料 6 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、次に日程第 5、報告第 12 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 7～8 ページをご覧ください。 令和 8 年 7 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 7 件、筆数は田 5 筆、畑 20 筆の計 25 筆、面積は計 6,359 m²の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 7～8 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第 6、報告第 13 号「農地法第 4 条の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 9 ページをご覧ください。 令和 8 年 7 月に農業委員会に届出のあった件数、施設の種類、施設の面積について報告いたします。 件数は 1 件、施設の種類は農業機械用倉庫 1 棟、施設の面積は計 100 m²です。 本件は、耕作者が耕作を行っている農地に自らの農作物の育成のために農業用施設を整備する場合であって、農業施設の規模が 2a（200 m²）未満であれば許可を要しないこととしていることに伴い、違反転用と区別するために届出案件となっているものです。 詳細につきましては、参考資料の 9 ページをご確認ください。 説明は以上です。

議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和８年第８回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年８月３１日

議 長 宮崎 信之

署名委員 渡橋 昭二郎